

## 会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和4年度 豊島区収納対策本部 第3回私債権等検討部会
事務局(担当課)		区民部収納推進担当課長
開催日時		令和4年10月26日(水) 午前10時00分～11時00分
開催場所		本庁舎511会議室
議 題		1. 令和4年度 私債権等管理支援事業の進捗について 2. 生活保護関係債権の収納対策について 3. 徴収停止の見直しについて 4. 「豊島区の私債権等の管理に関する条例」について
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条 第6号に該当するため
出席者	委 員	会計管理室長(部会長・会計課長事務取扱)、子ども家庭部長(副部 会長)、収納推進担当課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、子育 て支援課長、住宅課長
	そ の 他	区民部長、国民健康保険課長
	事 務 局	区民部収納推進担当課長
提出された資料		資料1 令和4年度 私債権等管理支援事業の進捗について 参考資料1 弁護士報告書(各課の状況・課題) 資料2 生活保護関係債権の収納対策について 資料3 徴収停止の見直しについて(「豊島区債権管理方針」の改正) 参考資料2 「豊島区債権管理方針」私債権等の債権放棄処理等選定基準表 参考資料3 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の見直しについて 参考資料4 国外に出国済みの債務者の対応について 参考資料5 弁護士報告書(国外出国者と徴収停止・債権放棄) 資料4 「豊島区の私債権等の管理に関する条例」について 参考資料6 弁護士報告書(条例)

# 審 議 経 過

## 案件 1：令和 4 年度 私債権等管理支援事業の進捗について

### (1) 案件の説明

資料 1・参考資料 1 について事務局から説明。

### (2) 主な意見と質疑

#### 【西部生活福祉課長】

債権管理の個別相談の数を確保するのに苦労している。

#### 【会計管理室長（部会長）】

所管課に負担があることは承知しているが、当初の目標の少なくとも 6 割は個別相談数を確保しないといけないと考えている。引き続き各課には協力をお願いしたい。

各課の債権管理マニュアル見直しの弁護士報告書（例）はかなり細かい部分までカバーをしている。このような内容がマニュアルに付け加えられると、とても良いと思う。

会計課の全庁共通債権管理マニュアルは、よくできているマニュアルである一方、使いづらい部分もある。見直しについては少し考えさせてほしい。

### (3) 結論

令和 4 年度 私債権等管理支援事業の進捗について一同了承。

## 案件 2：生活保護関係債権の収納対策について

### (1) 案件の説明

資料 2 について生活福祉課長から説明。

### (2) 主な意見と質疑

#### 【会計管理室長（部会長）】

私債権等の大部分を占めているのが生活保護に係る関係債権である。生活保護廃止世帯のうち、債権金額 200 万円以上の 72 名を対象に、資料を確認し、必要に応じて弁護士相談を活用するという理解でよいか。保護の廃止世帯は担当がないため、まずは課長が行うということか。

#### 【生活福祉課長】

課長が廃止世帯の資料を確認することから始めたい。その上でできることを検討する。

#### 【会計管理室長（部会長）】

廃止は、区外転出や収入の増加等が理由か。

【生活福祉課長】

廃止も色々な理由がある。死亡、失踪、区外転出、就労による自立等。72名がどう  
いう状況なのかをまず把握したい。

【会計管理室長（部会長）】

状況が分かると整理は進むと思う。

【子ども家庭部長（副部会長）】

高額案件の中には、犯罪で拘禁されているような人もいたと思う。

【西部生活福祉課長】

高額案件は、遺産相続や年金の遡及支給等の返還金が多い。

【会計管理室長（部会長）】

回収も不納欠損も難しいならば、なぜ難しいのかその理由を説明できるように整理  
する必要がある。それが令和5年度の課題と考えている。生活保護関係債権で約11  
億円の収入未済があるという厳しい状況の中で、中身をもう少し整理し、説明できる  
ようにしてほしい。生活福祉課長と一緒に考えたい。

【生活福祉課長】

状況を説明できるようにしていきたい。

(3) 結論

生活保護関係債権の収納対策について一同了承。

案件3：徴収停止の見直しについて

(1) 案件の説明

資料3・参考資料2・参考資料3・参考資料4・参考資料5について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

前回の部会まで昨年度から議論している少額の債権の徴収停止について、「豊島区債  
権管理方針」を改正するという提案である。

【生活福祉課長】

考え方は理解できた。国内在住の債務者で、取立てに要する費用が6～7万円発生  
するというのは、どういう場合を想定しているのか。

【事務局】

ベースとなる5万円は、弁護士費用を除く訴訟費用・強制執行費用である。そこに

催告費用として、文書催告の郵送料や訪問催告の出張費用を加算すると、遠方への出張の場合は6～7万円になることも想定される。

**【生活福祉課長】**

弁護士費用は入れるべきではないということか。

**【事務局】**

職員が法的手続きを行うこともあり得るため、マストの費用ではない。必ずかかる費用として取立てに要する費用を算出した。条例上の義務である訴訟や強制執行の費用は含めている。弁護士費用は高額になるため、少額の債権の徴収停止となじまなくなるとの指摘が弁護士よりあった。

**【区民部長】**

区の判断で徴収停止や債権放棄を行うと、生活保護の国庫負担金が減る可能性がある。と議題2で説明があったが、それでも区として徴収停止を行うということか。それとも生活保護関係債権は除き、それ以外の債権に適用するというのか。

**【西部生活福祉課長】**

生活保護は1円でも徴収するつもりである。

**【区民部長】**

この改正案で徴収停止はしないということか。

**【西部生活福祉課長】**

区の判断で徴収停止をすると東京都の指導検査で指摘されると思う。

**【国民健康保険課長】**

「豊島区債権管理方針」に取立てに要する費用の目安金額である国内5万円、国外10万円は明記するのか。

**【事務局】**

金額は明記しない。運用の中の目安と考えている。

**【住宅課長】**

弁護士に依頼する想定でも弁護士費用を含めないということか。

**【収納推進担当課長】**

債権金額が少額という条件がある。弁護士費用を含めると、10万円、20万円と膨らんでいくので、それでは少額とは言えない。そこで弁護士費用を含めずに取立てに要する費用を算出し、国内5万円、国外10万円という目安を設定した。

**【会計管理室長（部会長）】**

4万円の債権を取立てるのに法的手続きの費用を含めて5万円かかるなら、徴収停止をするという考えである。

現行では、「豊島区債権管理方針」で区内在住の債務者であれば1万円未満という上限があったため、4万円では徴収停止を行うことができなかった。これが改正案では徴収停止可能になる。各所管課にとって判断の余地が広がる。

**【西部生活福祉課長】**

一人で複数の債務を負っている場合は、合計額で考えるのか。それとも個別に判断するのか。

**【事務局】**

個別に債権回収を行う等の特別な事情が無い限り、合計金額でみて徴収停止を判断するのが無難であると弁護士より回答をもらっている。

**【国民健康保険課長】**

極端な話、債権金額が100万円で、取立てに要する費用が110万円の場合でも徴収停止はできるのか。

**【収納推進担当課長】**

債権金額が少額と言えるには10万円程度が限度と考えているので、債権金額100万円では、例え取立てに要する費用が債権金額を超えたとしても徴収停止にはできない。

**【国民健康保険課長】**

10万円程度は改正案に明記するのか。

**【事務局】**

「豊島区債権管理方針」に明記はしないが、その下のマニュアル等で目安として示し、実際の運用を図っていきたいと考えている。目安が無いと所管課の担当者が判断に迷うので、目安は設定する。

**【会計管理室長（部会長）】**

第2回収納対策本部に改正案を諮るということでよいか。

**(3) 結論**

徴収停止の見直しについて一同了承。

**【会計管理室長（部会長）】**

次回の本部前の部会で、本部に提示する資料等について最終的に確認したい。

## 案件４：「豊島区の私債権等の管理に関する条例」について

### (1) 案件の説明

資料４・参考資料６について事務局から説明。

### (2) 主な意見と質疑

#### 【会計管理室長（部会長）】

条例改正を議会に諮る場合は相当の準備が必要である。この場ですぐに議論するのは難しいと思うので、各部会員には資料を確認してもらい、11月中旬を目途に事務局に意見を寄せてほしい。その内容を踏まえて、事前に副区長に相談したいと考えている。第２回収納対策本部に諮ったうえでの議会の流れになるので、早くても令和５年第２回定例会での提案になる。

徴収停止をして相当期間経過後に債務者が無資力の要件が必要なのかどうか。元々、権利の放棄は議会の議決事項だが、条例により区長部局に委ねるわけだから、厳格な要件の方がいいのではないかと条例制定当時になったのだと思う。他の区も同様の規定にしているところが多い。

無資力を削るという判断をする場合、論理的には正しくても、説明が難しい部分がある。とはいえ、徴収停止にして、催告をしなくなったとしても、債権放棄ができなくなると、時効までずっと債権が残ることになる。それだと徴収停止の意味があまりなくなってしまふ。条例を改正するか否か。各部会員には意見集約に協力をお願いしたい。

### (3) 結論

「豊島区の私債権等の管理に関する条例」に関し、意見を募ることについて一同了承。

#### 【会計管理室長（部会長）】

議題３の改正案の資料は別途メールで各部会員に提示する。議題４の意見集約については、11月中旬を目途に事務局へ提出をお願いする。1月に第２回本部があり、その前に第４回部会で改正案を正式に決定する予定である。

以上をもって第３回私債権等検討部会を終了する。